

農地防災事業等補助金交付要綱

昭和31年8月30日付け31農地第4122号
最終改正 令和2年3月31日付け元農振第3340号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

- 第1 農林水産大臣は、農地及び農業用施設に係る農地防災事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）、農業用施設災害関連事業の実施について（昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通知）、ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知）、特殊地下壕対策事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第264号農林水産事務次官依命通知）、農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年5月29日付け元構改D第347号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（昭和60年4月5日付け60構改D第395号農林水産事務次官依命通知）、海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和40年9月10日付け40農地D第1139号農林事務次官依命通知）、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業実施要綱（平成23年5月2日付け23農振第374号農林水産事務次官依命通知）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要綱（平成26年3月28日付け25農振第1987号農林水産事務次官依命通知）、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2154号農林水産省農村振興局長通知）、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年4月13日農林水産省告示第538号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1の農地防災事業等に要する経費及びこれに対する補助金は次のとおりとする。
- (1) 都道府県が行う別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)から(10)までの事業については、当該事業に要する経費に対し、同表の補助率の欄に掲げる率を乗じた額

- (2) 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認める者（以下「団体」という。）が行う別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)から(8)まで及び(10)の事業については、当該事業に要する経費について都道府県が同表の補助率の欄に掲げる率を超えて補助する場合における当該補助に要する経費からその超える部分の補助に要する経費を除いた経費に相当する額

第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)の農業用施設災害関連事業（以下「災害関連事業」という。）にあっては、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月1日付け農林省告示第1487号（以下「告示」という。）の3の補助金交付申請書の様式に準ずる様式））のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書正副2部を地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)及び(10)の事業については国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を經由し農林水産大臣）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））（以下「地方農政局長等」という。）に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

- 3 北海道開発局長は、北海道から第1項の交付申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第4 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に通知する日までとする。

第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事（北海道にあっては、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)及び(10)の事業については、北海道開発局長を經由し北海道知事）（以下「都道府県知事等」という。）にその旨を通知するものとする。

第6 都道府県知事は、交付規則第3条第1号の規定により、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号（災害関連事業にあっては、告示の8の災害復旧事業計画等変更承認申請書の様式に準ずる様式）による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 北海道開発局長は、北海道から前項の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第7 地方農政局長等は、第6第1項による変更承認申請書の提出があったときは、審査のうえ、変更承認すべきものと認めるときは速やかに変更承認を行い、都道府県知事等にその旨を通知するものとする。

第8 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費各費目の30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

(イ) 事業の内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 団体が行う事業

ア 事業実施主体の変更

イ 地区（災害関連事業にあつては、箇所）相互間の間接補助金の額の流用

ウ 地区（災害関連事業にあつては、箇所）ごとに、次に掲げる事業の内容の変更

(ア) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(イ) 工種の新設、変更又は廃止

第9 都道府県知事は、交付規則第3条第2号の規定により、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の指示を求める場合には、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定の期間内に完了しない理由又は当該事業の遂行が困難となった理由及び当該事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第10 都道府県知事は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に取り下げ理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第11 都道府県知事は、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)、(2)及び(4)から(9)の事業について、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により、遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長（北海道にあつては、農林水産大臣（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)の事業については、北海道開発局長を経由し農林水産大臣）、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算私請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 北海道開発局長は、北海道から前項の遂行状況報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第12 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第4号（災害関連事業にあつては告示の7の事業成績書及び収支予算書の様式に準ずる様式）のとおりとし、都道府県知事は、当該事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。
- 4 北海道開発局長は、北海道から第1項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第13 地方農政局長等は、第12第1項による実績報告書の提出があったときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

第14 適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき、農林水産大臣が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上（昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したものにあつては5万円以上）のものとする。

第15 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第14までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この通知は、平成30年11月15日から施行する。ただし、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は平成30年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（平成30年11月15日付け30農振第2190号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、地すべり対策事業費補助金交付要綱（昭和33年9月30日付け

33農地第3732号農林事務次官依命通知)は廃止する。

- 3 この通知による改正前の本要綱及び2に掲げる通知によって平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。ただし、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(3)の事業の営農飲雑用水施設復旧工事、農村公園施設復旧工事、集落防災安全施設復旧工事及び情報基盤施設復旧工事の補助率(2)は、令和元年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(令和2年1月30日付け元農振第2576号農林水産事務次官依命通知)による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(令和2年3月31日付け元農振第3340号農林水産事務次官依命通知)による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

別紙

別表（第2及び第8関係）

事業	事業細目	補助率
(1) 農業用施設災害関連事業	災害関連工事	工事費の50/100（沖縄県にあつては60/100、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「特別財政援助法」という。）第5条第1項に定める事業の工事費にあつては50/100（沖縄県にあつては60/100）に同条第2項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	ため池災害関連特別対策工事	工事費の50/100（特別財政援助法第5条第1項に定める事業の工事費にあつては50/100に同条第2項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	特殊地下壕対策に関する工事	工事費の50/100
(2) 農地災害関連区画整備事業		工事費の50/100（農業用施設に係る部分については特別財政援助法第5条第1項に定める事業の工事費にあつては50/100に同条第2項の規定により算出された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
(3) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	集落排水施設復旧工事	<p>(1) (2)及び(3)の補助率が適用される場合以外の場合にあつては、工事費の50/100</p> <p>(2) 特別財政援助法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置が指定された災害（以下「激甚災害」という。）に係る集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年2構改D第239号）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業費」という。）が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫</p>

事業	事業細目	補助率
		<p>負入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の10%以上(激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあつては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上)である場合にあつては、工事費の80/100</p> <p>なお、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法第19条の規定の例による。</p>
	<p>営農飲雑用水施設復旧工事 農村公園施設復旧工事 集落防災安全施設復旧工事 情報基盤施設復旧工事</p>	<p>(1) (2)の補助率が適用される場合以外の場合にあつては、工事費の50/100</p> <p>(2) 特別財政援助法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ激甚災害に係る営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設及び情報基盤施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計(災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱(平成2年2構改D第239号)第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「営農飲雑用水施設等復旧事業費」という。)が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度(災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。)の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の10%以上(激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあつては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災</p>

事業	事業細目	補助率
		<p>害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上)である場合にあっては、工事費の80/100</p> <p>なお、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法第19条の規定の例による。</p>
(4) 災害関連緊急地すべり等防止事業		<p>当該事業に要する経費の1/2又は2/3 (溪流において施行するもの及びこれと一体となって直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するもの)</p>
(5) 地すべり等防止施設補修事業		<p>当該事業に要する経費の1/3</p>
(6) 地すべり防止施設災害関連事業		<p>当該事業に要する経費の1/2(ただし、特別財政援助法第3条第1項第2号に規定する事業にあっては1/2に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)第8条第1項の規定により算定された割合を加えた率とする。)</p>
(7) 東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業	<p>農用地災害復旧関連区画整理事業及び土地改良施設災害復旧関連事業</p> <p>都道府県が行うもの</p> <p>市町村が行うもの</p>	<p>東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成23年法律第43号。以下「特例法」という。)第6条第2号に定める額</p> <p>特例法第6条第4号に定める額</p>
(8) 農村地域防災減災事業 ア 調査計画事業	<p>調査計画事業</p>	<p>調査・調整費の50/100(ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和2年度までに採択する場合</p>

事業	事業細目	補助率
イ 整備事業 (7) 用排水施設等整備		にあつては定額補助)
	a 防災ダム整備事業	工事費の55/100。実施計画策定等においては調査・調整費の50/100(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和2年度までに採択する場合にあつては定額補助)
	b ため池整備事業 (a) ため池総合整備工事 a) 地震・豪雨対策型 大規模 小規模 b) 一般整備型 大規模 小規模 c) 長寿命化型	<p>工事費の55/100(離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては70/100、奄美群島にあつては70/100)</p> <p>工事費の50/100(中山間地域(ただし、指定棚田地域については、当該地域を含む市町村の直近の財政力指数が0.5を超える場合は、当該地域のみに限る。以下(8)の事業において同じ。)にあつては、55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)</p> <p>工事費の55/100(離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては70/100)</p> <p>工事費の50/100(中山間地域にあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)</p> <p>工事費の50/100(中山間地域にあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)</p>

事業	事業細目	補助率
	(b) ため池群整備工事 大規模 小規模 (c) 実施計画策定等	工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100） 工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3） 調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	c 用排水施設等整備事業 (a) 湛水防除事業 大規模 小規模 (b) 地盤沈下対策事業 大規模 小規模 (c) 用排水施設整備事業 大規模 小規模	工事費の55/100 工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100） 工事費の55/100（ただし、都道府県が工事費の34/100以上を負担する場合に限る。） 工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100） 工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100） 工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）

事業	事業細目	補助率
	(d) 鉱毒対策事業	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）
	(e) 実施計画策定等	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	<p>d 農地保全整備事業</p> <p>(a) 農地侵食防止工事</p> <p>都道府県が行うもの</p> <p>市町村が行うもの</p> <p>土地改良区等が行うもの</p>	<p>(1) 工事費の50/100（シラス対策にあっては55/100、離島にあっては52/100、沖縄県にあっては80/100）</p> <p>(2) 併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度未満の場合は工事費の45/100（北海道、離島にあっては50/100、沖縄県にあっては80/100）</p> <p>(3) 併せ行う関連工事で、土地の平均傾斜度が15度以上の場合は工事費の50/100（沖縄県にあっては80/100）</p> <p>(4) 併せ行う関連工事のうち農村地域防災施設整備工事にあっては工事費の50/100</p> <p>(1) 工事費の50/100（沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては65/100）</p> <p>(2) 併せ行う関連工事にあっては工事費の45/100（北海道及び離島にあっては50/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては65/100）</p> <p>(1) 工事費の50/100（シラス対策にあっては55/100、北海道及び離島にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100）</p> <p>(2) 併せ行う関連工事にあっては工事費の45/100（北海道及び離島にあっては50/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100）</p>

事業	事業細目	補助率
	<p>(b) 農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事</p> <p>(c) 農地機能保全対策工事</p> <p>(d) 特殊自然災害対策工事</p> <p>(e) 実施計画策定</p>	<p>各工事について、土地改良法第87条第1項に規定する土地改良事業計画書に基づく総事業費（事務費を除く。以下「総工事費」という。）のうち当該各工事ごとの工事費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額の合計額の総工事費に対する比率（百分比で表示するものとし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとする。以下「総合補助率」という。）</p> <p>(1) 農地侵食防止工事にあつては事業細目の欄の農地侵食防止工事の補助率</p> <p>(2) ほ場整備の工事にあつては、工事費の45/100（沖縄県を除き当該工事によって形成されるほ場のうちその区画の面積が30アール以上であるものの面積の合計が当該工事の受益面積の3分の2未満の場合は工事費の40/100、沖縄県にあつては75/100）</p> <p>(3) 畑地かんがいの工事にあつては工事費の50/100（沖縄県にあつては80/100）</p> <p>(4) 農地開発の工事にあつては工事費の50/100</p> <p>工事費の50/100</p> <p>工事費の50/100（中山間地域にあつては55/100）</p> <p>調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和2年度までに採択する場合にあつては定額補助）</p>
	<p>e 地域防災機能増進事業</p> <p>(a) 土地改良施設豪雨対策事業</p> <p>(b) 土地改良施設耐震対策事業</p> <p>大規模</p>	<p>工事費の50/100（中山間地域にあつては、55/100）</p> <p>工事費の55/100（沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3）</p>

事業	事業細目	補助率
	<p>小規模</p> <p>(c) 農道防災対策工事</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p> <p>(d) 実施計画策定等</p>	<p>工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）</p> <p>工事費の55/100（沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）</p> <p>工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）</p> <p>調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）</p>
	<p>f 農業用河川工作物等応急対策事業</p> <p>(a) 農業用河川工作物応急対策事業</p> <p>大規模</p> <p>小規模</p> <p>都道府県及び市町村が行うもの</p> <p>土地改良区等が行うもの</p> <p>(b) 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業</p> <p>(c) 実施計画策定等</p>	<p>工事費の55/100（奄美群島にあっては70/100）</p> <p>工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、奄美群島にあっては2/3）</p> <p>工事費の50/100（離島を除く中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、奄美群島にあっては75/100）</p> <p>工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）</p> <p>調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）</p>

事業	事業細目	補助率
	g 特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の50/100（中山間地域にあっては、55/100）。実施計画策定等においては調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）
	h 水質保全対策事業 (a) 農業用排水施設整備 大規模 小規模 (b) 水質保全施設整備 (c) 支援事業 (d) 耕土流出施設整備 (e) 実施計画策定	<p>工事費の55/100（沖縄県にあっては75/100、奄美群島にあっては2/3）</p> <p>工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては75/100、奄美群島にあっては2/3）</p> <p>工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては75/100、奄美群島にあっては2/3）</p> <p>工事費及び調査費の50/100（中山間地域にあっては55/100、沖縄県にあっては75/100、奄美群島にあっては2/3。ただし、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費にあっては定額補助）</p> <p>沖縄県にあっては工事費及び調査費の75/100、奄美群島にあっては工事費及び調査費の2/3</p> <p>調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）</p>
	i 公害防除特別土地改良事業 (a) 事業区分(1)及び(2)	工事費の55/100（公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）に基づく事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業費から控除した額とす

事業	事業細目	補助率
	<p>(b) 事業区分(3)</p> <p>(c) 事業区分(4) かんがい施設の新設、管理、廃止又は更新に係る事業</p> <p>農地につき行うほ場整備事業</p> <p>農道整備に係る事業</p> <p>農地につき行う暗渠排水事業</p> <p>(d) 実施計画策定</p>	<p>る。)</p> <p>工事費の55/100(原因が鉱業の事業活動若しくはこれに類するもの又は自然的なもの以外にあっては50/100、区画整理、排土、客土、混層耕、反転耕等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換に係る事業にあっては50/100)</p> <p>50/100</p> <p>45/100(離島にあっては、50/100)</p> <p>45/100(北海道及び離島にあっては、50/100)</p> <p>40/100(北海道及び離島にあっては、50/100)</p> <p>調査・調整費の50/100(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助)</p>
	<p>j 地すべり対策事業</p> <p>(a) 地すべり防止工事</p> <p>(b) ぼた山崩壊防止工事</p> <p>(c) 関連事業</p> <p>(d) 地すべり防止施設長寿命化対</p>	<p>当該事業に要する経費の1/2(沖縄県にあっては60/100)</p> <p>当該事業に要する経費の1/2</p> <p>当該事業に要する経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費(地すべり等防止法施行令第16条に定める補助率を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)の10分の10</p> <p>当該事業に要する経費の1/2(沖縄県にあっては60/100)</p>

事業	事業細目	補助率
(イ) 災害管理施設等整備	策工事 (e) 施設長寿命化計画策定	調査・調整費の 50/100
	a 農業用施設等災害管理対策事業	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）
	b 農村防災施設整備事業 中山間地域で行うもの 甚大な被害発生地域で行うもの 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。）	工事費の50/100（沖縄県にあっては2/3） 工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100） 工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100、離島にあっては60/100、奄美群島にあっては70/100、沖縄県本島にあっては2/3、沖縄県の中山間地域にあっては75/100） 2/3（中山間地域で行うもののうち沖縄県、甚大な被害発生地域で行うもののうち奄美群島及び沖縄県の中山間地域を除く。）
	実施計画策定等	実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）

事業	事業細目	補助率
	c 農業水利施設危機管理対策事業	工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100。ただし、農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備のうち、令和2年度当初予算により実施する場合であって、農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号）別紙16の第2の3に掲げる事業及び第2の4に掲げる事業のうち第4の（1）から（4）までの要件を全て満たすものには定額補助。なお、第2の3に掲げる事業の上限は1,000万円とする。）
ウ 体制整備事業 (7) ため池緊急防災環境整備事業	a ため池緊急防災環境整備事業 (a) 監視・管理体制の強化 (b) 緊急的な防災対策 (c) 地域防災上のリスク除去 (d) ハード整備の着手促進 (e) 実施計画策定	定額補助（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合に限る。） 定額補助（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合に限る。） 定額補助 調査・調整費の50/100（中山間地域にあっては55/100） 調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）
(イ) ため池群管理体制整備事業	a ため池群管理体制整備事業	調査・調整費及び工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100）
(9) 福島農業基盤復旧再生計画調査		定額補助
(10) 土地改良施設突発事故復旧事業		工事費の50/100（離島にあっては52/100、沖縄県にあっては80/100、奄

事業	事業細目	補助率
		美群島にあつては2/3、中山間地域にあつては55/100、離島の中山間地域にあつては60/100)

年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)及び(10)の事業は国土交通省北
海道開発局長 経由）
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

年度において、下記のとおり〇〇事業を実施したいので、農地防災事業等補助金
交付要綱第3の規定に基づき補助金 〇〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請する。

記

- 1 事 業 の 目 的
- 2 収 支 予 算 書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事 業 の 完 了 予 定 年 月 日
- 5 添 付 書 類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成
すること。
2 補助金交付規程等は、団体営事業にのみ添付すること。

別紙第 1

収支予算書

区 分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 (団体営事業費) 工事費 計	円	円	%	円	円	円	

予算議決 (又は予算議決予定) 年 月 日

団体営事業の場合

経費の配分及び事業計画の概要

事業名	地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度				翌年度以降		備考	
				事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費		
									市町村費	都道府県費	土地改良区その他				
		工事費 本工事費 ○○○○		事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助率	国庫補助金	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
		計		事業量	事業費	事業量	事業費	%	円	円	円	円	円	円	
		工事費 本工事費 ○○○○													
		計													

- (注) 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名を記載すること。
- 2 「費目」の欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあつては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、「測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）及び全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）並びに促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積に係る指導、促進支援等に要する費用）を記載すること。
- 3 「工種」の欄には、本工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、水路等を記載すること。
- 4 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 「備考」の欄には、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月を記載するとともに、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合に「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「各税額」とそれぞれ区別して記載すること。
- 7 補助率が異なる場合で事業を合併して施行する場合には、それぞれ区分して記載すること。
- 8 2地区以上の場合にあつては、総括表又は集計表を添付すること。
- 9 複数の事業を行う場合にあつては、それぞれ区分して記載すること。ただし、広域農業用水適正管理対策工事を実施する場合は、広域農業用水適正管理対策工

年度〇〇事業費補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)及び(10)の事業は国土交通省北
海道開発局長 経由）
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があつた事業の実施につ
いて、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分及び事業計画の概要を変更し〔金
円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、農地防災事業等補助金交付要綱第6の
規定に基づき関係書類を添えて申請する。

- （注）1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除く。
2 関係書類とは、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2の様式に準
じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画
の概要を比較対照できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段
に記載したものとすること。
3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「事業変更承認申
請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「経費の配分及び事業計画の概要
を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たい」を「中止（廃止）した
い」と置き換えること。

年度〇〇事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる（8）の事業は国土交通省北海道開
発局長 経由）
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があった標記事業の遂行
状況について、下記のとおり報告する。

記

- | | |
|----------|------------|
| 1 事業遂行状況 | (別紙第3のとおり) |
| 2 事業着手 | 年 月 日 |
| 3 事業完了予定 | 年 月 日 |

別紙第 3

事業等遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入額	未収入額	備考
国庫補助金	円	円	円	
都道府県費				
地元負担金				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出額	未支出額	備考
工事費	円	円	円	
計				

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備考
		事業費 (A)	国庫補助金	事業費 (B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

(記載要領)

- 「備考」の欄には、事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。
- 間接事業費については事業一本にし、地区名欄に地区数を記載すること。
- 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載すること。

年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣
（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に
掲げる(8)及び(10)の事業は国土交通省北
海道開発局長 経由）
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあったことについて、
下記のとおり事業を実施したので、農地防災事業等補助金交付要綱第12の規定に基づき報
告する。

（なお、併せて精算額 円の交付を申請する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第4及び第5のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 年 月 日

- (注) 1 前年度から繰越した分にあつては、繰越分として、別に作成の上、提出する。
- 2 記の3の事業の成果は申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要
が比較対照できるよう、申請額を()書で二段書にすること。なお、間接
補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の2の備考
欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載し
た資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものか
ら変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

収支精算書

区分	事業費	国庫補助費	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考
都道府県営事業 工事 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 [団体営事業費] 工事計	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を上段()書、精算額を下段に記入すること

国庫補助金精算

区 分	補助金交 付決定額	精算事業 費総額	国 庫 補助率	精算国庫 補助金額	税算弘 受額総額	差引国庫補 助金未受額 (返還)額	備 考
都道府県営事業 工事費計 〔団体営事業〕 工事費計	円	円	%	円	円	円	

別紙第6

1 地区別検査調書

(都道府県営事業の場合)

地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日 (竣工年月日)	竣工検査		備考
						検査年月日	検査責任者職氏名	
	工事費			円				
		計						
	測量設計費							
		計						
	用地費及 補償費							
		計						
	〇〇〇費							
		計						
	合計							

- 注) 1. 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。
 2. 用地費及補償費については、区分欄に用地買収費及び補償費ごとに記載するとともに、事業量及び事業費欄にはその金額の合計を記入すること。

(団体営事業の場合)

地区名	事業実施主体名	実績報告書 受理年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

2 残材料調書

地区名	名称	形状・寸法	数量	単価	金額	検収又は取得年月日	備考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあつては、地区名の下に括弧書きで事業実施主体名を記入すること。

別紙第7

財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第14の財産）

地区名	事業実施主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 類別	処分 年月日	補助金 返還額	

年度〇〇事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
(北海道にあっては、農林水産大臣)
(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事
氏 名 印

年 月 日付け第 号により交付決定通知があった〇〇〇〇事業費補助金について、農地防災事業等補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
- (注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
 - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設定日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
 - ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

